

## 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領

### 1 趣旨

この要領は、救急救命士が行う心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与（以下、「追加2項目処置」という。）の講習及び実習について、鳥取県救急搬送高度化推進協議会運営要領第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### 2 講習及び実習について

#### (1) 講習受講対象者について

以下の条件を備えた者で各消防局から推薦をされた者。

- ① 救急救命士の資格を有する者。
- ② 心臓機能停止の状態である傷病者に対する薬剤（アドレナリン）投与の実施のための講習及び実習を修了し、鳥取県救急搬送高度化推進協議会（以下、「県MC協議会」という。）から認定を受けている者。
- ③ 各消防局から受講生を推薦するに当たり、薬剤（アドレナリン）投与に関する基礎知識、手技の確認を行うこと。

#### (2) 講習内容及び講習時間について

- ① 「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」（平成26年1月31日医政指発0131第2号）別表「救急救命士による心肺機能停止前の患者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る追加講習カリキュラム」（以下、「追加講習カリキュラム」という。）に定める内容を含む24時限（1時限は50分）以上のものであること。
- ② 追加講習カリキュラムは、別表1に示すとおりとする。

#### (3) 追加講習カリキュラムの実施について

追加講習カリキュラムの実施については、別表1に示すとおり各消防局合同の集合教育を8時限、各消防局の分散教育を16時限とする。

#### (4) 講習教員について

追加講習カリキュラムの実施についての講習教員は、以下の者をもって行うこととし、講習指導者名簿を作成し、調整・運用を行う。

- ① 医師等にあつては、県MC協議会で認めた者。
- ② 救急救命士にあつては、指導救命士として認定された者とする。

#### (5) 講習実施施設について

講習実施施設は、鳥取県消防学校又は鳥取県消防学校が指定する場所並びに県内各

消防局施設とする。

(6) 講習資器材について

講習及び実習に使用する資器材については、鳥取県消防学校及び県内各消防局で調整を行う。

(7) 講習修了証の発行について

- ① 適正な筆記試験および実技試験を行い、その試験に合格した者について、鳥取県消防学校長が修了証書（鳥取県消防学校規則様式第6号）を発行する。
- ② 鳥取県消防学校長は、修了証書（鳥取県消防学校規則様式第6号）を発行した者の名簿を県MC協議会へ提出する。

### 3 追加2項目処置資格認定及び登録について

(1) 認定条件について

「救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（平成26年3月7日付 文部科学省・厚生労働省令第1号）により、履修科目が改正されたことから、改正前の救急救命士養成課程を終えた者（以下「旧カリキュラム修了者」という。）及び改正後に救急救命士養成課程を終えた者（以下「新カリキュラム修了者」という。）を区分する。

鳥取県消防学校長から修了証書（鳥取県消防学校規則様式第6号）を発行された者、救急救命研修所で追加講習カリキュラムを修了し、講習修了証または卒業証書を授与された者又は、新カリキュラム修了者で県MC協議会から薬剤（アドレナリン）投与資格認定を受けている者。

(2) 認定の手続きについて

消防局長は、次の号に該当するところにより、県MC協議会長に認定手続きを行う。

① 旧カリキュラム修了者

次のアまたはイの証明書及びウを県MC協議会長に提出する。

- ア 鳥取県消防学校長が発行する修了証書（鳥取県消防学校規則様式第6号）の写し
- イ 救急救命研修所長が発行する講習修了証または卒業証書の写し
- ウ 救急救命士免許証の写し

② 新カリキュラム修了者

救急救命士免許証又は救急救命士免許登録証明書の写しを県MC協議会長に提出する。

(3) 資格認定証の交付について

県MC協議会長は、消防局長から認定手続きが行われた救急救命士に対して追加2項目処置資格認定証（様式第1号）を交付する。

(4) 名簿の作成と管理について

県MC協議会庶務担当機関（危機管理部消防防災課）は、追加2項目処置資格認定証を受けた救急救命士を登録するため、名簿の作成及び管理を行う。併せて、各消防局は認定者の名簿管理を行い、地区MC協議会と連絡を密にする。

#### 4 再教育について

- (1) 救急救命士の資格を有する救急隊員が救急医療機関において受ける病院実習については、2年間で48時間以上の実施が最低限必要であることから、静脈路確保の再実習なども含め、その技術を維持するために必要な再教育を受けなければならない。
- (2) 再教育が適切に行われない場合等については、地区MC協議会は当該救急救命士の追加2項目処置の中止等についても検討する。

#### 5 その他

この追加2項目処置の講習及び実習要領については、今後、講習及び再教育の進捗状況を観察しつつ、必要に応じ実情に合わせた内容となるよう見直すなど、適宜調整を図るものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

**救急救命士による心肺機能停止前の患者に対する静脈路確保及び輸液、  
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る追加講習カリキュラム**

## 【一般目標】

1. 救急現場において血糖測定、ブドウ糖溶液の投与の適応を適切に判断する能力を身につける。
2. 救急現場においてショックの病態などを鑑別し、心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液の適応を適切に判断する能力を身につける。
3. 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液をプロトコールに基づき的確かつ安全に施行する能力を身につける。
4. 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液に伴う危険因子、合併症を認識し、事故発生時に責任をもって適切に対処できる能力を身につける。
5. 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液は、メディカルコントロール下で行われるということを知り、医師との円滑なコミュニケーションにより適切に指示指導助言を受けられる能力を身につける。
6. 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液の実施について、医療倫理の側面からも適切に説明し、傷病者等から信頼が得られる能力を身につける。

種別	大項目	中項目	小項目	到達目標	基本時限	実施方法		
講義	(講習の準備)	(講習の準備)	コースの概略の説明 薬剤投与に関する基礎知識、手技の確認	コースの概略について理解する。 従来の救急救命処置、特に心肺停止に対する静脈路確保と薬剤投与(エピネフリン)についての知識、手技を確実に習得しているか確認する。	※ア			
	1	救急救命処置の変遷	① 処置拡大の変遷と新たな処置拡大についての概要	1 救急救命処置の変遷と新たな処置拡大	救急救命処置の法的位置づけ(救急救命士法、省令、告示等)と、これまでの業務拡大の概要について理解する。	1	分散教育 (各消防局)	
	2	病院前医療における医療倫理	② 傷病者への説明と医療倫理について	2 医療倫理 3 傷病者への説明と同意の取得	医療倫理、救急救命士の法的責任について理解する。 意識の有無などの傷病者の状況に応じた処置等の説明の仕方や同意の取得について、医療倫理の側面から正しく理解する。			
	3	糖尿病及び低血糖の病態と治療	③ 糖尿病の病態と治療(血糖降下療法など)	4 生体におけるブドウ糖の役割と代謝	体内におけるブドウ糖代謝とホルモン(インスリン、グルカゴン等)の役割について理解する。	3	集合教育	
				5 糖尿病の病態と治療(血糖降下療法など)	糖尿病の病態と非薬物療法、薬物療法(経口血糖降下薬やインスリンの種類と役割)等について理解する。			
				6 低血糖の病態と対応	低血糖の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。			
				7 高血糖の病態と対応	高血糖の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。			
	4	ショックの病態と治療	④ 低血糖の病態	8 ブドウ糖の投与と合併症	ブドウ糖の投与の目的、適応、方法、評価、合併症、留意点等について理解する。	4	集合教育	
				9 意識障害をきたす疾患とその鑑別	意識障害の評価、鑑別、対応等について理解する。			
				10 血糖の測定の方法	血糖測定の目的、適応、方法、評価、合併症、留意点等について理解する。			
	5	メディカルコントロールと救急救命処置	⑤ ブドウ糖の投与と合併症	11 ショック、クラッシュ症候群の病態と治療	各種ショック、クラッシュ症候群の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。	5	分散教育 (各消防局)	
				12 ショックの鑑別と輸液の効果	ショックの病態の分類、鑑別を理解し、輸液の目的、適応、方法、評価等について理解する。			
				13 生体に対する輸液とその合併症	ショック、クラッシュ症候群に対する輸液の合併症、留意点等について理解する。			
	6	効果測定	⑥ 意識障害をきたす疾患とその鑑別	14 メディカルコントロールとオンラインでの状況の伝達と指示要請	15 筆記試験	メディカルコントロール体制について理解を深める。現場からオンライン下に、医師に状況を説明し指示を受ける際のコミュニケーションの確保の難しさについて理解する。指示、指導又は助言要請の際の工夫等について理解する。	1	分散教育 (各消防局)
			⑦ 各種ショック等の病態と治療	16 筆記試験	筆記試験において講義での習得状況を確認する。	1	集合教育	
	(講義) 小計						10	
実習	7	血糖測定に関する基本的手技	12 測定機器の取り扱い	16 機器取り扱いの実際	各種の血糖測定機器の特徴を理解し、適切に取り扱うことができる。不具合に対応できる。	7		
			13 血糖測定の手技	17 血糖測定の手技の実際	血糖測定を短時間に安全、確実に実施でき、トラブルに適切に対応できる。			
	8	静脈路確保と輸液に関する基本的手技	⑧ 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の手技	18 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実際	心肺機能停止前の傷病者に静脈路確保が短時間に安全、確実に実施できる。様々な部位からの静脈路確保を実施することができる。	8	分散教育 (各消防局)	
				19 ブドウ糖溶液の投与の実際	ブドウ糖溶液の投与を短時間に安全、確実に実施できる。			
				20 静脈路確保と輸液でのトラブルに対する対応	静脈路確保と輸液におけるトラブルに適切に対応できる。			
	9	血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与のシナリオ訓練	⑨ 意識障害の鑑別、低血糖の判断とプロトコールの実施	21 意識障害の鑑別と血糖測定等のプロトコールの実施	意識障害のシナリオ訓練を通じて、次のことが迅速、適切に実施できるようになる。 ・状況評価、初期評価、問診、観察及び評価し、意識障害の鑑別を行う。 ・血糖測定とブドウ糖溶液投与等の適応を判断し、プロトコールを実施する。 ・トラブルに対応する。 ・MC医に連絡をとり、指示、指導又は助言を受ける。	9	6	
				22 ショックの病態の鑑別と輸液等のプロトコールの実施	ショックのシナリオ訓練を通じて、次のことが迅速、適切に実施できるようになる。 ・状況評価、初期評価、問診、観察及び評価し、ショックの鑑別を行う。 ・静脈路確保と輸液の適応を判断し、プロトコールを実施する。 ・トラブルに対応する。 ・MC医に連絡をとり、指示、指導又は助言を受ける。			
	10	心肺機能停止前の静脈路確保と輸液のシナリオ訓練	⑩ ショックの判断、病態の鑑別とプロトコールの実施	各処置の実技試験	血糖測定、静脈路確保、輸液及びブドウ糖溶液投与の手技が、短時間に安全、確実に実施できることを確認する。	10	6	
				想定事案へのシミュレーション試験	シミュレーション人形やムラージュ等を用いた想定事案へのシミュレーション試験を実施し、プロトコールの実践能力、オンラインでの指示要請、傷病者への説明などが、短時間に安全、確実に実施できることを確認する。			
		(効果測定)	教育内容の習得状況の確認(実技試験)			※イ		
(実習) 小計						14		
(1時間は50分) 総計						24 時限	24時限	

※ア 本講習カリキュラムは、心肺停止に対する静脈路確保と薬剤(エピネフリン)投与についての知識、手技が確実に習得できている薬剤認定救急救命士を対象としたものである。そのため、講習実施者によって、事前に心肺停止に対する静脈路確保と薬剤(エピネフリン)投与についての知識、手技が確実に習得できていることを確認すること。

※イ 講習受講者の各々について、講習実施者によって実技試験(各処置の実技試験、シミュレーション試験)を実施すること。その際、メディカルコントロールに関わる医師や救急救命士教育を専門とする医師が立ち会うこと。

## 追加2項目処置資格認定証

〇 〇 〇 〇

所定の講習及び実習を修了し、医師の具体的指示下での心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与及び包括指示下での血糖測定の実施の資格を有することを認定する

令和 年 月 日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会

会長 〇 〇 〇 〇

印

# 修了証書

〇〇〇〇〇〇〇消防局

〇 〇 〇 〇

あなたは本校消防職員特別教育  
救急救命士処置拡大コース(追加2項目処置)  
の課程を修了したことを証する

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県消防学校長 〇 〇 〇 〇